

香川県税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
平成21年 5月29日

香川県知事 真 鍋 武 紀

**香川県規則第47号**

香川県税条例施行規則の一部を改正する規則

香川県税条例施行規則（昭和29年香川県規則第16号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(身体障害者等に対する自動車税の減免の額)</p> <p>第36条の5 略</p> <p>2 条例附則第33項に規定する自動車に係る前項の規定の適用については、同項第1号イ及び第2号イ中「45,000円」とあるのは、「49,500円」とする。</p>	<p>(身体障害者等に対する自動車税の減免の額)</p> <p>第36条の5 略</p> <p>2 条例附則第32項に規定する自動車に係る前項の規定の適用については、同項第1号イ及び第2号イ中「45,000円」とあるのは、「49,500円」とする。</p>

附 則

この規則は、平成21年6月4日から施行する。